

## 令和5年度 第1回 公正職務審査会 議事概要

1	日時	令和5年7月24日（月）10時00分～11時00分
2	開催場所	西宮市役所本庁舎571会議室（Web会議併用）
3	出席者	委員：工藤委員、渡辺委員、前田委員 事務局：総務総括室長、総務担当課長（事務処理適正化）、総務課担当課長（内部統制）、総務課係長
4	議事	1 会長および副会長の選出 2 「西宮市職員の公正な職務の執行の確保に関する条例」運用状況の報告 3 その他
5	議事要旨	<p><b>【議事次第1】</b> ・委員の互選により、会長は工藤委員、副会長は渡辺委員が就任した。</p> <p><b>【議事次第2】</b> ・事務局より、条例に基づく要望等の記録件数の年度ごとの推移など条例の運用状況を報告した。</p> <p>（報告に対する意見及び質問） 委員：条例に基づく不当要求の判断はどこがするのか？報告の決裁はどこまで回すか？ 事務局：所管課で判断する。決裁は最低課長まで、誰が受けたか、案件の大きさなどによって変化する。 委員：暴力行為への対応はどのようにしている？ 事務局：各課で警察へ通報する。また、庁舎管理課に警察OBが常駐しており各課支援を行っている。 委員：不当要求に対し取った措置をまとめているものはないか？ 事務局：不当要求の内容と合わせて、対応についても報告を受けている。</p> <p><b>【議事次第3】</b> 事務局：不当要求への対応方法の良い事例があれば教えていただきたい。 委員：課による対応の違いを突いてくるケースがあるので、なるべく早期に情報共有しどの課でも同じ対応ができるようにすることが望ましい。 委員：学校の例として、スクールロイヤーを設置している市がある。一定のところで、窓口をスクールロイヤーに任せる。窓口が移るだけで、教諭の負担が減る。市の行政で同じ仕組みの活用は難しいかもしれないが、窓口を法律の専門家に任せるというようなことは有効である。 委員：職員の疲弊について、公務員の方はまじめな方が多いので、その分思い詰めてしまう方がおられる。このことを解決する良い方法はなかなかないが、どのように耐えて、どのように心を持つかといった方法を何パターンか職員にアドバイスできれば良い。「これ以上踏み込ませない」強さを持たなければならない。 委員：2人以上での対応は必要、1人に抱えさせないことが大事。 事務局：不当要求に対する警告書は有効なものか？ 委員：相手によるだろう。警告書というタイトルで反発もありうる。 委員：刑事手続きについての文言あれば有効かと思う。法務アドバイザーは活用すれば良い。</p>